

国際文化都市としての戦後復興

——長崎国際文化都市建設法の制定過程にみる——

林 美和

はじめに

被爆地である長崎市は、戦後復興を目指して国に特別立法を求め、昭和二十四年（一九四九）に「長崎国際文化都市建設法」が制定された。その特別法に基づいて都市計画が立てられ、歴史文化を重んじた国際文化都市へと変貌する。

特別法とは戦後の新憲法に規定された憲法九十五条に基づいて、特定の自治体だけに適用できる法律を制定する制度である。本稿で取り上げる「長崎国際文化都市建設法」は広島市に適用される「広島平和記念都市建設法」とともに、新憲法による特別立法最初の事例となった。そこで、同じ被爆地である広島市の「広島平和記念都市建設法」との比較を交えつつ、長崎市が歩んだ戦後復興について考察していく。

一 被爆以前の長崎と浦上地区

江戸幕府による鎖国期に唯一の海外交易地であった長崎は、安政五年

（二八五八）の五カ国（米・蘭・露・英・仏）修好通商条約締結により、翌年、箱館・横浜・新潟・神戸とともに自由貿易港として新たに港湾機能を備えることになった。しかし、日本の最西端に位置する都市であり、東京・大阪といった大都市とのアクセスが悪いため、日本における長崎港の外交的地位は、横浜港と神戸港に追いつかなくなり、稀少性を失っていくことになる。

その一方で、長崎は造船業を中心とする日本の急速な工業化・近代化に大きな役割を果たすことになるが、長崎造船所を経営する三菱は、日清戦争（一八九四～九五）以降、経営を拡大し続け、長崎港に流れ込む浦上川沿いに軍需工場を建設していった。長崎港湾周辺には工場が密集し手狭となったため、大正十五年（一九二六）の都市計画法によって浦上川沿岸一帯は工業地区および住宅地域と定められ、鮑ノ浦に次ぐ工業地帯としての側面を持つ地域となった。昭和期になると中国での排日運動の高まりや日中戦争によって日中貿易も途絶し、長崎の経済は軍需産業が多くの割合を占めていった。

そして、昭和二十年（一九四五）八月九日午前十一時二分、米軍のB29爆撃機に積まれた原子爆弾が浦上地区に投下され、長崎市は壊滅的な被

害に見舞われることになる。軍需工場が密集する浦上地区は、奇しくも中世から続く隠れキリシタンの里であり、長崎カトリック信仰の中心的役割を果たす地域でもあった。東洋一の大聖堂といわれた浦上天堂は破壊され、カトリック信徒約一万二千人のうち約八千五百人が犠牲となる。長崎市原爆資料保存委員会が昭和二十五年（一九五〇）七月に発表した推計によると、昭和二十年末の時点で、死者七三、八八四人、重軽傷者七四、九〇九人におよんだといわれている^①。長崎市の中心地からは逸れたものの、多くのカトリック信徒が居住する浦上地区に原爆が投下されたことは、加害側である米国がその後の国際世論による批判、さらには冷戦構造における東アジア地域での影響力を高めるための障害として認識されることになるが、本稿では敢えて言及はしない。しかし、のちに「怒りのヒロシマ 祈りのナガサキ」と評されるように、同じ被爆地でありながら両市の核兵器への向き合い方、戦後復興の方向性を異にしていた経緯について、次章で述べることにする。

二 被爆都市としての特性とGHQ

—— 広島市と長崎市との比較的視点からみる ——

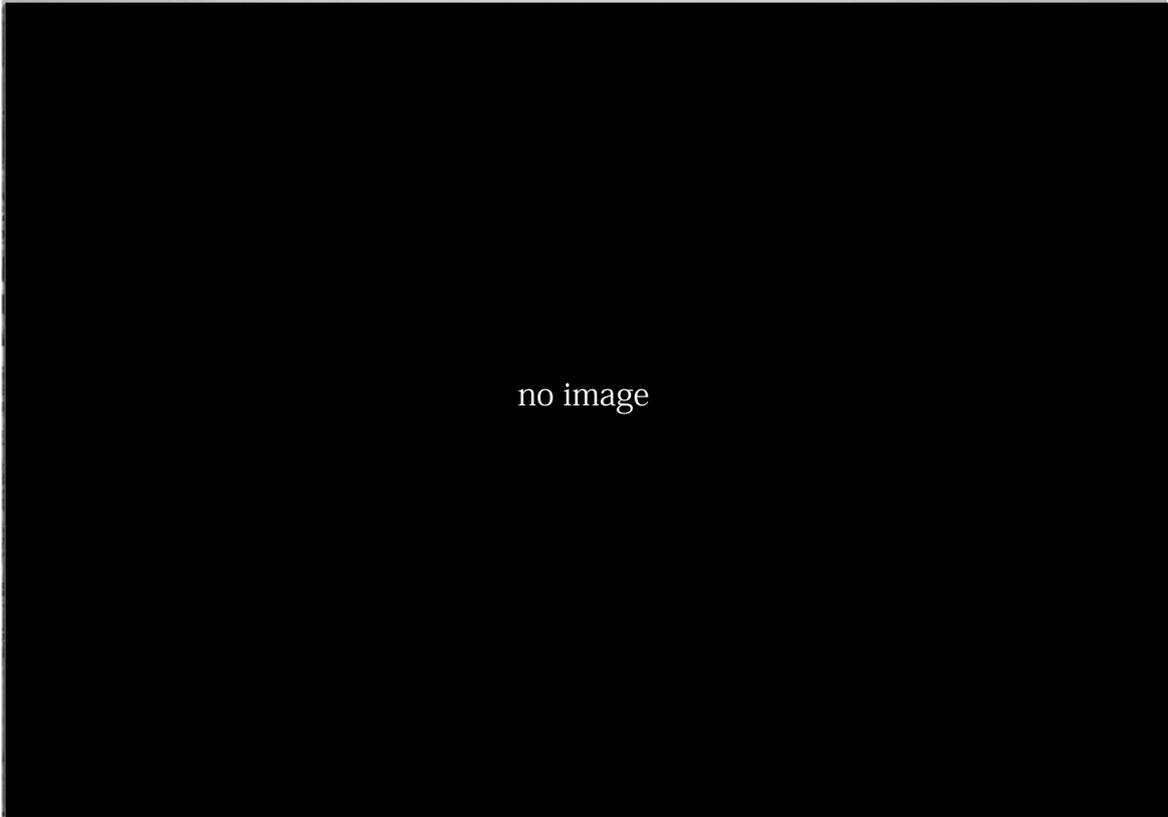
昭和二十年（一九四五）八月九日に投下された原子爆弾により、未曾有の被害を受けた長崎市の戦災復興は困難を極めた。多くの人的被害、市街地や工場が破壊されたことにより地域経済も壊滅的な打撃を受け、自力復興は到底不可能な状況にあった。さらには、外地からの引揚げ者の流入によって増加した人口に対応すべく、住宅地の確保といった課題を突きつけられることになる。



被爆地域図(長崎市作成)

日本政府は戦災復興院を設置し、同年十一月十二日の閣議により長崎市を含む一一五都市を戦災復興施策対象都市に指定、十二月三十日に戦災復興計画基本方針が閣議で決定された。これに基づき大規模な整備が開始されることになるが、翌年九月には特別都市計画法が制定され、戦災復興施策対象都市を中心に、戦災復興事業が進められた^②。

原爆被害等による長崎市の焼失土地面積は六七一ヘクタールにおよび、そのうちの浦上地区を中心とした地域が戦災復興土地地区画整理区域とし



no image

図1 爆心地周辺 昭和28年3月25日 (堺屋修一撮影)
下の川沿いの六角形の建物は原爆資料館。その後、昭和30年には長崎国際文化都市建設法に基づく都市計画によって建てられた長崎国際文化会館に原爆資料館が設けられる。

て定められた³⁾。この戦災復興土地区画整理計画は後述する長崎国際文化都市建設計画へと変換されるため、その経緯について触れていきたい。ここでは同じく被爆都市である広島市の動向と比較するかたちで説明する。

昭和二十年八月六日に原爆が投下され、世界初の被爆都市となった広島市は、長崎市と同じく大がかりな戦後復興計画の遂行という課題を抱えることになった。昭和二十一年に広島市は独自で広島復興都市計画を定めたが、被爆による壊滅的な打撃のため、税収が殆ど上がらず、財政難を極めていた。こうした事態に対処するため、国からの復興助成を求め、特別法の制定によって戦後復興の糸口を見出そうとする。これがのちに「広島平和記念都市建設法」の制定へと繋がっていくことになる。

昭和二十年十一月十三日、被爆から三カ月足らずで早くも広島市議会議員で組織する全員協議会がGHQ(連合国軍最高司令官総司令部)のダグラス・マッカーサー(二八八〇～一九六四)に対して「広島復興意見書」を提出し、特別補助を要請した。しかし、煮え切らないGHQとの交渉は効果的ではないと察し、昭和二十三年(一九四八)には全員協議会において、「広島市の復興・建設を国家の事業として実施されたい」旨の復興国営の請願を議決し、請願運動を活発化させた。このような積極的な陳情活動を行なう広島市に追従するかたちで長崎市も特別法の制定を目指すことになる。

昭和二十二年(一九四七)四月、長崎市長に就任した大橋博(一九〇四～六五)は当選直後の施政方針において「原爆の地、長崎の復興は一人郷土市民の熱望するところであるのみならず、日本再建のパロメータ

ーとして全世界の人々の注視するところ」と述べ、世界的にも類をみない被爆都市の復興は世界の注目を集めるものであるとの認識を示した。⁴「ヒロシマ」と「ナガサキ」が物語る原爆被害は、核兵器というものが無差別かつ非人道的な兵器として世界中の人々が認知することに繋がり、その影では冷戦下における国際的緊張を強める効果をもたらしたが、国際世論の力も見据えつつ、大橋市長は復興計画を模索した。

昭和二十三年（一九四八）の暮れ頃、広島市が三分の二の国庫補助を得て平和記念都市を建設する特別立法の制定運動を進めていることに追随し、長崎市も「長崎市原爆災害復興及び国際平和都市建設に関する請願」を国会に提出した。昭和二十三年の時点では、広島市と長崎市の戦後復興は「平和都市建設」が共通目的として掲げられており、地域は違えど同じ目的と性格を持った復興計画が想定されていたことが窺われる。しかし、特別法が制定された昭和二十四年（一九四九）八月までの間に、広島市と長崎市の復興理念に違いが生じてくることになる。基本的には原爆被害からの立て直しを図るための都市計画や公園造営等といった復興計画には共通点が多くあるが、広島市が一貫して「平和都市建設」を理念としたことに対し、長崎市は原爆被害を前面に打ち出さずに長崎固有の文化や国際的風土を強調した戦後復興計画へと移行させた。二つの被爆都市が掲げる復興理念に差が生じた背景とそれに関わった人物たちによる言説をみていくことにする。

戦中に満洲国政府の役人として首都新京の都市計画に関わり、戦後は都市計画士として戦災都市復興のアドバイザーを務めた秀島乾（一九一〇～七三）は、被爆地が世界に呼びかける平和記念都市として生まれ変わることを得策と考えながら、両市への助言的立場を担ったという。そ

の秀島は『新都市』という雑誌で次のような文章を寄せている。

一九四八年の夏、広島県の招に応じて原爆広島再建の企画をお手伝したのであるが、与えられた課題は全市原野と化した広島を如何なる都市計画の基に復興するかということであった。敗戦前の広島を創り上げた都力は軍都広島であり、戦争放棄を誓った新生日本の広島は立ち上る中心の都力のない一地方中心城市の性格しか持ち得ないわけであった。その提案は軍都広島を一八〇度転回して平和の都広島にする企画であり、特にノーマアヒロシマズ平和運動に結び付けての平和都市計画であった。しかし抽象的な平和都市という性格で都力が生み出るものであろうか、幸い広島出身の在米同胞が非常に多く、従って積極的な同情も集り且世界的に原爆都市として有名になった広島を基盤に戦争反対の平和運動を日本全国民が主張し続けるならば、平和都市建設が尊い世界平和運動自体であり、そして又広島再建の原動力がこれら国際的規模の平和施設から生み出されるのではないだろうかと考えたのである。⁵

ここでは広島市の復興計画において、「平和都市建設」が主たるキーワードとなった背景について分かりやすく言及されている。広島市は中国地方の中心城市ではあるものの、陸軍軍都として都市形成がなされ、軍隊の衛戍地としての機能に特化した都市であったため、軍都としての都市イメージを払拭し、対極的に「平和都市建設」というキーワードによって新たな都市イメージを形成する必要があると思われる。そして広島市は世界初の被爆都市としての地位を得たことにより、類をみない都

市特性を備えた。この特性を活かした都市づくり、世界的な平和運動の拠点となる都市形成を進めることで復興の道筋が立てられるというものであった。

一方、長崎市が「平和都市建設」を標榜しなかつた理由について考えていきたい。この分岐に大きな影響を与えた要因は、長崎市の被爆遺構保存への消極性、そしてその背景にあるのがGHQによる言論統制（プレスコード）にあつたといえる。⁶ GHQは日本を占領統治するにあたり、言論統制を行なうことで日本人の意識改造を図つたことは周知のとおりである。しかし、この政策が戦中に軍国主義的な教育を施された日本人の本質的意識を自由に「開放」することを目的としていたわけでは決していない。日本の敗戦を世界中に印象づけ、核兵器の威力を知らしめることになつたヒロシマとナガサキの惨状を、ありのままに情報発信することは米国にとつては不都合でしかないのである。

昭和二十一年（一九四六）八月、日本で初めて原爆投下の惨状を描いた随筆「長崎の鐘」が永井隆（一九〇八〜五二）によつて書き上げられていたが、GHQの検閲により二年もの間、出版許可が下りず、水面下においてその処遇について協議が進められた。敬虔なカトリック信徒であり被爆者、さらには放射線医学を専門とする医学博士・永井隆による「長崎の鐘」は、GHQにとっては反核・反米思想へと直結しかねない言論である反面、医学博士としての冷静な視点と宗教者として被爆者の怒りを論じ、永井は長崎に投下された原爆は「神の摂理」と説いた。⁷ 「原爆Ⅱ神の摂理」と説く永井の言説をGHQは巧みに利用することで反核・反米思想を封じる策をとり、昭和二十四年（一九四九）一月に「長崎の鐘」は出版されることとなつた。日本軍による残虐行為をまとめた「マニラ

の悲劇」と合本することで出版にこぎつけた『長崎の鐘』は大ベストセラー本となり、原爆の惨状を国民が具体的に知る契機にもなつたが、一方では長崎の被爆者たちの個々の声が永井の言説にかき消され続ける現象を生じさせた。このことについては、のちに「浦上燔祭説」と呼ばれる永井の思想論の浮上に繋がるが、詳細については高橋眞司氏による諸研究⁸を参照されたい。

対して、広島原爆に関する言説については、被爆者である原民喜（一九〇五〜五二）が自身の体験ノートを基にして短編小説「夏の花」を執筆し、『三田文学』（昭和二十二年六月号）に掲載しているが、「夏の花」は叙情的表現によつて綴られた文学小説として確立した作品となっており、社会に対するメッセージ性は希薄である。峠三吉（一九一七〜五三）や四国五郎（一九二四〜二〇一四）等による反核メッセージに重きを置いた原爆文学は、朝鮮戦争（一九五〇〜五三）を契機として活発化する。結果的に、長崎は永井隆の存在と宗教性を持ち出されたことで言論を封じ込まれ、広島は朝鮮戦争以後、社会運動だけでなく文学・美術といった創作活動による反核メッセージを継続的に発信していくことになるのである。

話を戻すが、特別法の制定過程において、広島市は原爆ドーム（旧広島県産業奨励館）の保存を前提とした法整備を進めており、原爆ドームを平和記念公園の中心に据えることを前提とした。その原爆ドームと匹敵する長崎の原爆遺構は、爆心地から北東五百メートルの地点に所在した東洋一のカトリック教会浦上天主堂といえよう。しかし、前述したとおり、長崎の多くの被爆者が抱える宗教性を巧みに利用した反核・反米思想の封じ込めにより、浦上天主堂がたどる運命も大きく変わっていくことになるのである。

三 長崎国際文化都市建設法の制定

浦上天主堂はキリスト教禁制廃止後の明治十二年（一八七九）に信徒みずからの手で小聖堂を築いたことが発端となり、大正三年（一九一四）三月十七日、ちょうど信徒発見から四九年後の同日に東洋一の大聖堂として完成した。しかし、原爆投下により天主堂内にいた信徒全員が死亡し、隠れキリシタンの里・浦上は壊滅的な被害を受けることになる。この悲惨な出来事を伝える被爆遺構として、浦上天主堂は昭和二十四年（一九四九）に長崎市原爆資料保存委員会の要請により瓦礫を除く一部遺構が仮保存されていたが、広島市とは異なり、戦後復興事業と被爆遺構の保存・活用は完全に切り離されていくことになる。

余談となるが、浦上天主堂の保存に理解を示していた田川務（一八九七～七七）長崎市長は昭和三十年（一九五五）に米国セントポール市との姉妹都市協定締結のために渡米すると翻意し、浦上天主堂の取り壊しを主張するようになる。浦上教会の山口愛次郎（一八九四～一九七六）司教も田川市長に同調し、取り壊した上での再建を望み、米国内での募金活動を積極的に行なった。田川市長と山口司教は浦上天主堂を被爆遺構としての「保存」ではなく「再建」することを選択したのであるが、二人が翻意する具体的要因は不明であるため、ここでの言及は差し控えたい。本章では、長崎市が「平和記念都市」ではなく、「国際文化都市」としての復興計画へと変換した理由とその背景について考察していく。

長崎原爆の場合、広島とは異なり爆心地が中心市街地から離れており、官公庁や繁華街、寺社仏閣等への損害が比較的少なかった。長崎駅以北

から浦上地区の被害は惨憺たる有様であったが、長崎市中と呼ばれる長崎くんちの踊り町が所在する範囲は焼け残っており、長崎の歴史文化を伝える文化財群は一部を除き損失を免れることができた。まさに不幸中の幸いといえるが、海外交易地として日本・オランダ・中国の文化が融合した長崎の独自性を失わずにすむことができた。そして、この長崎の歴史文化が復興計画の核として浮上するのである。

原爆投下からわずか二カ月足らずで、長崎くんちの開催を丸山花月の本田寅之助という人物が推進し、踊り手六名の手古舞のみであったものの奉納を行なった。長崎くんちは長崎市諏訪神社の氏子である市民たちによる祭礼行事であり、例年十月七日から九日の三日間に実施されていたが、戦中は戦局の悪化により一時中断していた。その長崎くんちを小規模ではあったとしても復活させたことにより、市民たちの心は活気を取り戻すとともに、長崎が失わずにすんだ歴史文化を核とした戦後復興の可能性を見出すきっかけとなったことはいままでもない。

長崎学研究の第一人者であった越中哲也氏（一九二二～二〇二二）への聞き取り調査を実施した際、越中氏は、昭和二十年代、祭礼神事である長崎くんちを一般公開し、観光資源として意図的に扱うようになったと語っており、行政側も推進していたことを示唆していた⁹。最初は神事を見世物扱いすることに抵抗があったというが、長崎くんちが観光資源として成功を取めたことが戦後復興の大きな原動力であったと評価している。そして、長崎くんちだけでなく、被爆損失を免れた貴重な文化財を展示するための博物館建設構想も持ち上がり、復興計画は「国際文化都市」の建設という新たな目的を帯びていくことになった。

しかし、広島市と同じく長崎市の戦後復興計画に対してアドバイスを

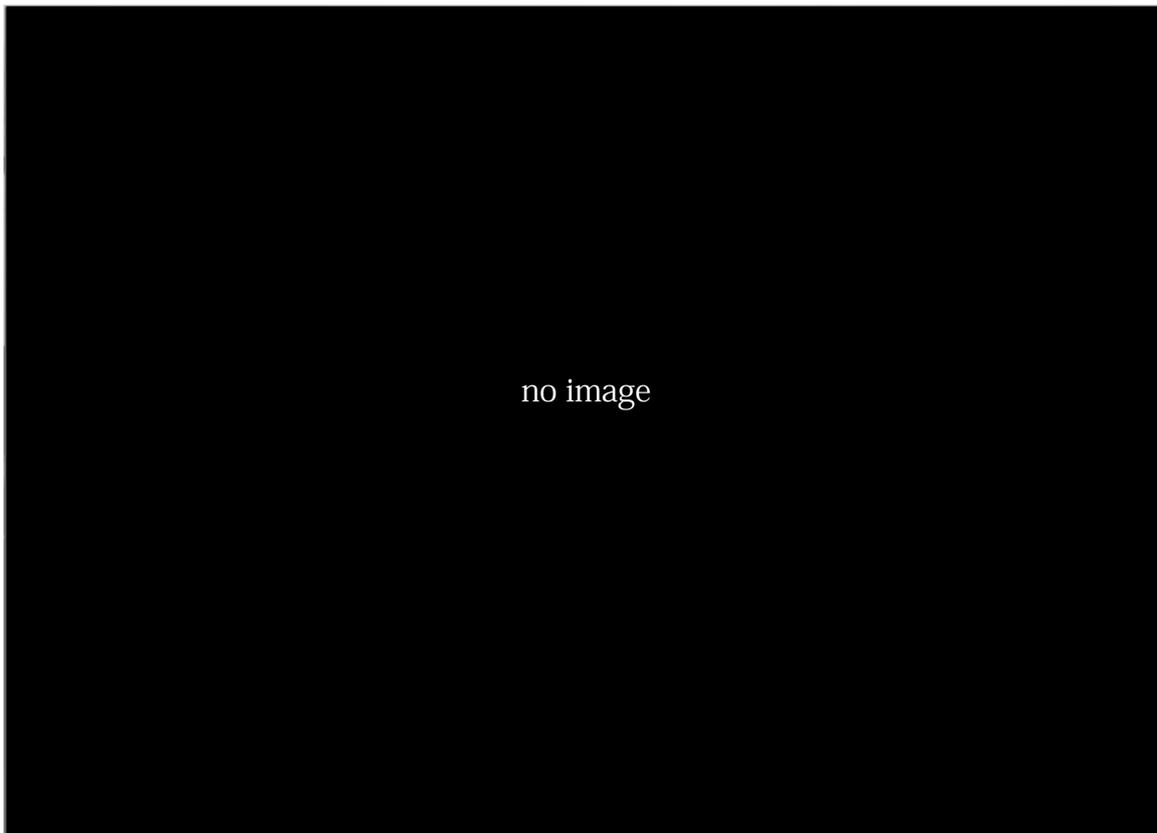


図2 聖体行列 昭和29年10月17日（堺屋修一撮影）
カトリック教会の典礼行事。日本では10月の最後の日曜日に行なわれる。写真右上の建築物は原爆によって破壊された浦上天主堂。

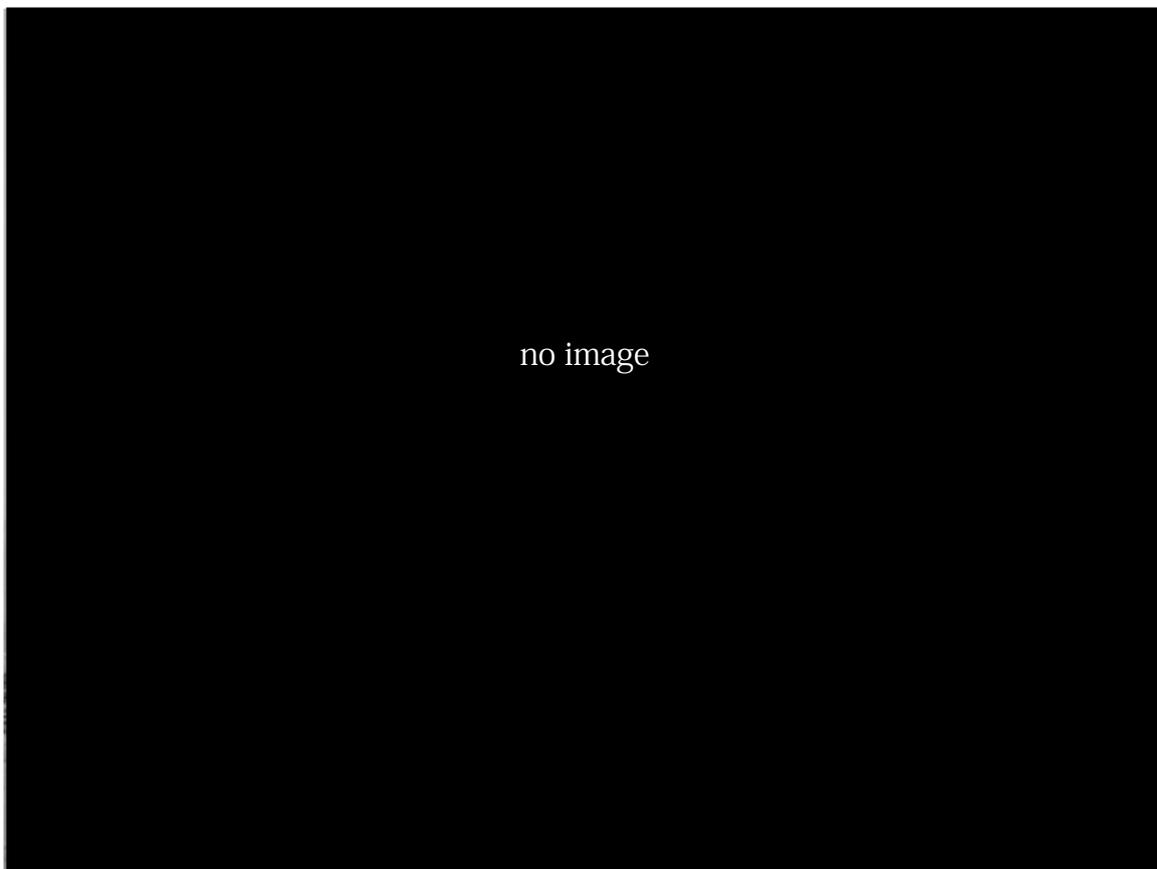


図3 廃墟となった浦上天主堂 昭和31年5月3日（堺屋修一撮影）

行なう立場にあった秀島乾は、この複合的な構想に対して次のような感情を抱いたという。

平和都市計画とは相當に抽象的な題目であるが、國際文化都市計画とはそれ以上つかみどころのない漠としたテーマではあるまいか。ことに國際文化とゆう概念にはいさかか当惑したのであるが、郷土の史家に長崎市の都と成りを説明されて判然としたわけであった。長崎こそが世界史にも珍らしい日本唯一の自由港であったし、近世西歐文明の輸入はここを通じて行われ、特に明治革命に際しては近代日本の科学文化発祥の地でさえもある。しかしこれはあくまでも日本に対する國際文化の基地であり又過去のな性格でもある。他面原爆も恐るべき悲劇とはいえ尚長崎には歴史の綴った偶然の宿命であり誇では更にはないのであつて、人類原爆終符の地たらしめよと絶叫する市民否全国民の主張と念願にこそ意義があると思う。¹⁰

近世鎖国時代に唯一海外との交易が許された出島が在り、安政六年（一八五九）に長崎港が開港すると諸外国の貿易船が来港し、日本近代化の一翼を担った都市としての稀少性を理解しつつも、あくまでも日本国内での評価に過ぎないと秀島は考えていた。さらには大正十二年（一九二三）に運行が開始された上海航路について、秀島は「もともと長崎は日本と中国との地理的關係からその上に發展の基盤を持ち端的には中国最大の都市上海あつての長崎であり、既に港長崎はローカル化し生産的には僅かに造船と水産とがその都力を生み地政学的には地方の一中心城市又は過去の都市でしかあり得ない」と評価する。¹¹ 過去は文化と技術の進歩的

地域であつたものの、昭和二十年代における長崎の都市力は高いものではないとの手厳しい見解を示している。

その宿命的な性格は計画が希望的条件以外に現実の發展性を持たない恨みがあるのである。都市の發展とは唱えるお題目や市民の希望の上に成立するものではないのであつて、現実的な生産力の基盤の上に調和ある消費がリンクして都市の文化も定立するものである。即ち生産と消費の進歩的な総合統一こそが真実の都市計画の裏付である。このような主張から長崎の将来の發展基盤は必然的に中国との結び付に於て定立し、それは東洋最大の國家中国、朝鮮国及び新生日本国が今後創建していく東洋的國際文化の交流又は創造の場としての長崎を描くのである。

觀光長崎の本質を考察してもそのお客様は必ずや将来は中国人が主体であり、産業も貿易も文化の交流も中国を対象として「新しき出島」の性格と發展が約束付けられるであろう。¹²

以上のような紆余曲折を経て、広島平和記念都市建設法と長崎國際文化都市建設法が双方ともに昭和二十四年（一九四九）五月十一日に国会で可決された。特定都市だけでしか適用されない特別法であるため、住民投票による可否が図られることになり、長崎市では同年七月七日に住民投票を実施、投票率七三・五パーセントのうち賛成比率九八・六パーセントと圧倒的支持を受けた。

同じ被爆地である広島市と共闘するかたちで特別法の制定を国会に働きかけたが、決して両市が一枚岩であつたわけではなかったことが次の

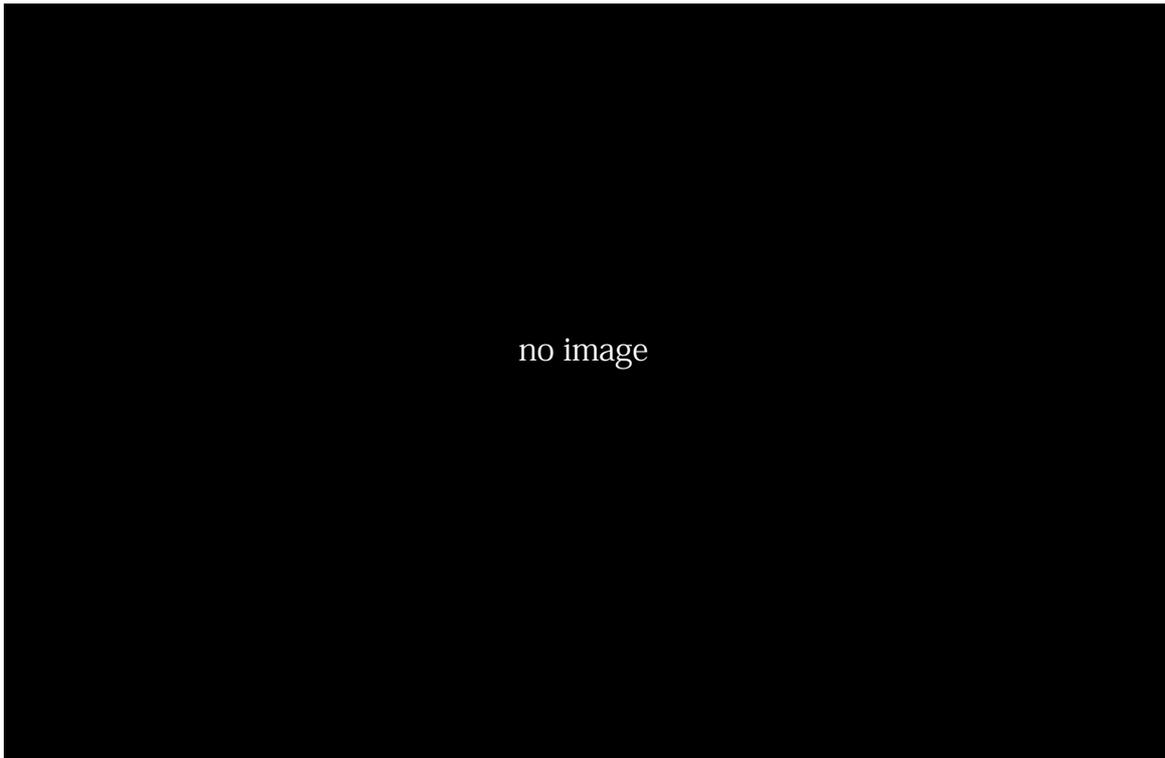


図4 長崎国際文化会館 昭和33年3月16日（堺屋修一撮影）
長崎国際文化都市建設法に基づいて昭和30年に建てられた施設。市立博物館、原爆資料室が併設された。
その後、平成8年に現在の原爆資料館に建て替えられた。

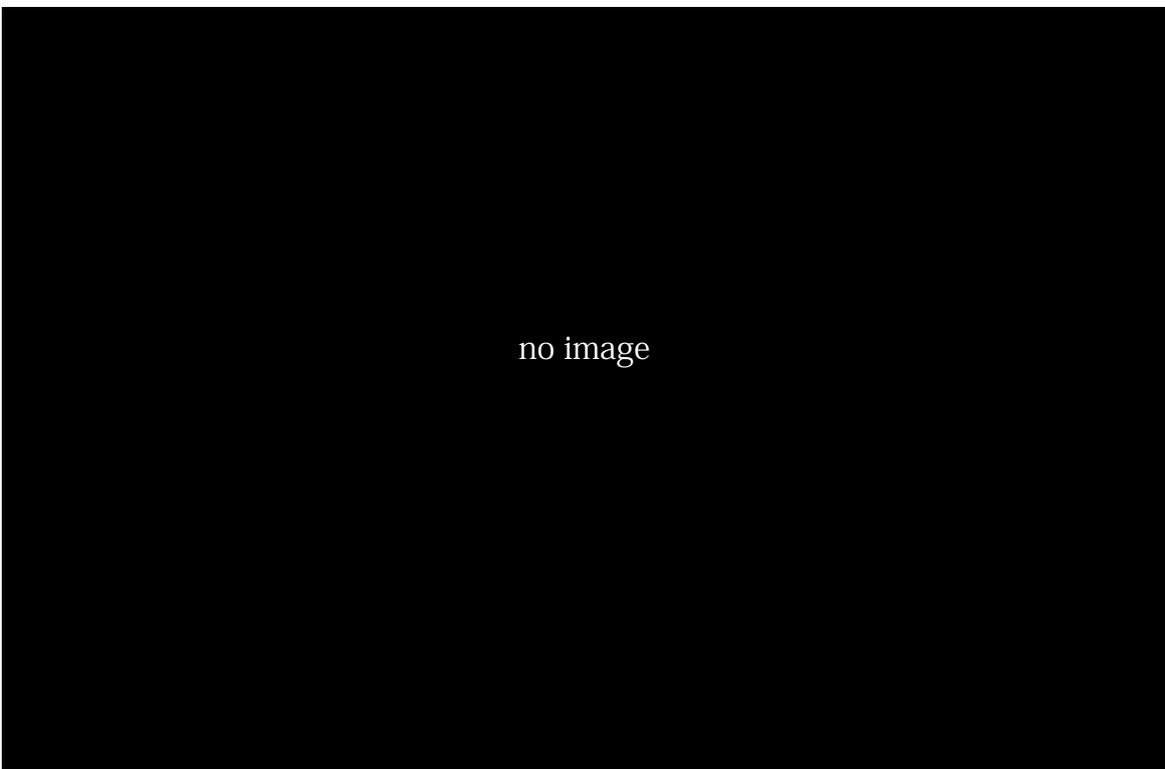


図5 山王神社の一本柱鳥居 昭和35年2月7日（堺屋修一撮影）
爆心地から南東約900メートルの場所にある山王神社の参道には、4つの鳥居があったが、現在はこの一本
柱鳥居だけが残っている。

資料から読み取れる。国会可決を経た同年五月二十三日、NHK長崎放送局ラジオ第一放送（J-OAG）において、長崎市議会議員の三浦厚が次のような声明を出した。その声明の中には、広島市の請願活動に対する不満が露見される。

当市と致しましては、既に終戦以来、絶えず第一原爆地である広島と歩調を合せて準備研究を致して参つたのであります。更に、最近社会最大の話題が再び戦争に向けられつつある情勢より見ましても、之が早急なる具体化を痛感致して居つたのであります。このような機運のところへ、今回の第五国会に広島が、単独で平和記念都市建設法案を提出したという情報が、県選出代議士より矢次早に入電致して参つたという訳なのです。従来あんなに密接な連絡協調していたのにそれを破つてまで先がけの功名をかちとらんとした広島の状態は、全く遺憾であつたと申し度いのであります。

しかし乍ら、出来たことをとやかく言つても致し方がない。当市も既に充分の腹案が出来上がつて居つたのですから直ちに大橋市長は上京され、また続いて市議会からも私共が上京しまして、猛烈な運動を開始致したのであります。そのたいろいろ複雑な事情がありました。とにかく私共は寧ろ広島が作つてくれたこの絶好の機会を巧みに利用するというチャンスをしつかりとつかんだのであります。¹³⁾

かくして、長崎国際文化都市建設法は昭和二十四年八月九日に公布・施行された。この法律に基づき、長崎市は平和と文化を象徴する特別都

市として復興計画を進めていくことになる。そのうち、文化施設の建設案について「昭和二十六年四月 長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書」には次のような進捗状況が記されている。

国際文化都市長崎を意義あらしむる事業として、原爆中心地を包含する一帯の土地六萬五千坪を記念公園として、ここに国際文化会館、記念塔、運動競技場を設置して世界の文化に寄与し国際文化都市としての面目を宣揚せしめんとするものである。地元の計画によれば、国際文化会館の内容は、国際的文化活動の活潑な基地たらしめることを目標として、諸種の文化研究機関の事務局、研究所、図書館、集会、会議室を余すところなく集成する。これに加えて大会堂を設け国際的大集會場に充てる。更に常設展示会場を設け原爆資料を収集展示すると共に各種の展示会場に充てる。記念塔は国際文化会館とともに原爆を記念し国民をして平和、文化的生存の象徴たらしめる。

別に国際文化公園を設け、国際文化都市公園としての施設を完備すると共に、運動

表1 長崎国際文化都市計画五ヶ年計画事業実績表 (単位千円)

事業名	総事業費	昭和24年度	昭和25年度	昭和26年度	昭和27年度	昭和28年度	昭和29年度	計	昭和30年以降
戦災復興事業	680,920	33,000	101,100	117,400	112,000	120,772	59,958	544,230	136,690
重要幹線街路事業	291,590	7,000	22,890	24,000	23,000	20,700	16,200	113,790	177,800
都市公共施設事業	27,800	0	4,200	4,000	1,000	1,000	720	10,920	16,880
記念施設事業	204,500	0	4,800	24,000	33,000	28,828	107,534	198,162	6,338
排水施設事業	50,000	0	5,010	2,000	0	0	0	7,010	42,990
合計	1,254,810	40,000	138,000	171,400	169,000	171,300	184,412	874,112	380,698

※長崎市「長崎国際文化都市建設事業概要」および「新長崎市史」第4巻 現代編を基に作成。

競技場を設け、陸上競技場、野球場、底球場、プール、ラグビー場等各種の競技に備え所謂総合運動場としての施設をなす等の理想をもっている。¹⁴⁾

特別法の適用により、国家補助を得ながら進められた国際文化都市の建設事業であったが、長崎市の財政状態は厳しいままであり、建設計画は遅れ気味であった。昭和三十年（一九五五）時点での進捗は概ね計画の七割程度であった（表1参照）が、復興計画の区切りとし、同年四月一日に長崎国際文化会館（現・長崎原爆資料館）が開館したのであった。

むすびにかえて

本稿では長崎市に限定されるかたちで施行された特別法「長崎国際文化都市建設法」の成立過程を考察したが、同じ被爆地である広島市の「広島平和記念都市建設法」と共通する理念は多く、復興計画の核を途中から文化面へとシフトしていったことが理解できた。その理由として、①爆心地が浦上地区であったために、長崎旧市街地の貴重な文化財群を失わずにすんだこと、その一方で②浦上地区に住む多くのカトリック信徒が被爆したため、GHQの言論統制が厳格であったこと、③観光振興による経済復興を目指したこと、以上の三点が挙げられる。

昭和三十年に建設五カ年計画の区切りをつけることになるが、それを見届けるかのように、長崎最大の被爆遺構であった浦上天主堂は昭和三十三年（一九五八）の市議会において、田川市長は「原爆の必要性の可否について国際世論は二分されており、天主堂の廢墟が平和を守る唯一

不可欠のものとは思えない。多額の市費を投じてまで残すつもりはない」と答弁し、撤去されることが決まった。保存を求める議会や市民の意見に耳を傾けなかったことに批判の声も多かったが、長崎国際文化都市建設事業の推進により、財政状態が枯渇しており、長崎市は浦上天主堂を保存する余力はなかったことも理解する必要がある。

注

- (1) 長崎原爆資料館編『長崎原爆戦災誌』第一巻総説編、長崎市、二〇〇六年。
- (2) 『新長崎市史』第四巻現代編、長崎市、二〇一三年。
- (3) 前掲注2。
- (4) 前掲注2。
- (5) 『新都市』長崎国際文化都市特輯号 一九五一年八月号 都市計画協会。
- (6) GHQによつて行なわれた、新聞などの報道機関を統制するために発せられた規則。正式名称はSCAPIN-33「日本に与うる新聞遵則」一九四五年九月十九日に発令、同月二十一日に発布された。これによりGHQ批判や原爆に関する文書等は発禁となり、個人の手紙などにも検閲が実行された。
- (7) 永井隆『長崎の鐘』日比谷出版社、一九四九年。
- (8) 永井隆の原爆思想をめぐる、高橋眞司は「浦上燔祭説」と定義づけて評論した。永井の言説は、戦争責任と原爆投下の責任を免除することになり、かつ、原爆そのものの肯定につながるとして批判している。
- (9) 昭和館オーラルヒストリー「少年教育から社会教育へ」越中哲也さんの体験談」（二〇一九年度制作）の聞き取り調査による。
- (10) 前掲注5。
- (11) 前掲注5。
- (12) 前掲注5。

(13) 「昭和二十四年五月 長崎国際文化都市建設資料 旧軍港市転換問題調査委員会」長崎県立長崎図書館郷土課所蔵（藤野文庫）。

(14) 「昭和二十六年四月 長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書」長崎県立長崎図書館郷土課所蔵（藤野文庫）。

著者プロフィール

林美和（はやし・みわ） 昭和五十三年（一九七八）長崎県生まれ。

神戸大学大学院総合人間科学研究科博士後期課程修了。博士（学術）。

現在、昭和館学芸部学芸課長

主要業績…共著『大学的長崎ガイド』昭和堂、平成三十年。共著『軍港都市史研究Ⅲ呉編』清文堂出版、平成二十六年。

主要論文…「戦艦「大和」表象がもたらしたもの―大和ミュージアムにみる博物館コンセプトの変容―」（『日本史研究』六二九号、平成二十七年）。「軍港都市員における海軍受容」（『年報日本現代史』十七号、平成二十四年）。「一九三三年における陸軍中枢体制の変容―満井佐吉少佐問題をめぐる政治的波紋―」（『年報日本現代史』十一号、平成十八年）。